

熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、林道、林業・木材産業施設等林業生産基盤の整備を推進するため、市町村が実施する事業に対し、予算の範囲内において森林・林業・木材産業基盤整備交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付金の算定)

第2条 交付金の算定対象事業及び算定係数は、別表に掲げるとおりとする。

(交付金の総額及び使途)

第3条 交付金の総額は、別表の交付金対象事業に掲げる事業ごとの事業費(工事雑費及び事務雑費を除く。)に算定係数を乗じて得た額の合算額とし、別表の交付金使途事業に掲げる事業に要する経費に充てるものとする。

(交付金交付先)

第4条 交付金の交付先は、市町村とする。

(交付金の交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付申請書(別記第1号様式)によるものとする。

2 規則第3条第2項第4号の知事が必要と認める書類は、別に定める。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による交付金の決定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別に定める。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、交付金の額に変更を生じるときは別記第3号様式により、交付金の額に変更を生じないときは別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は事業実施計画書を準用する。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、交付金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、交付金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げを行うことができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。ただし、知事が特

に必要と認めるときは、この限りでない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書(別記第8号様式)

(2) 収支精算書(第5条に定める収支予算書を準用する。)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了日から20日以内又は3月31日のいずれか早い期日とする。

ただし、交付決定額の全額を概算払により交付された場合は、翌年度の4月30日とする。

また、繰越を行う場合は、3月31日とする。

(交付金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による交付金の額の確定通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(交付金の請求等)

第11条 事業実施市町村は、交付金の請求をしようとするときは、別記第10号様式により、知事に提出しなければならない。

2 交付金を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、交付金概算払請求書(別記第11号様式)により知事に提出しなければならない。

3 第1項の請求書には、別記第12号様式を添付するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第2項に規定する期間は、別に定める。

(証拠書類の保管)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、原則として年度経過後5年間とする。

(書類の経由)

第14条 交付金に係る交付申請(変更を含む。)、請求、実績報告等の事務手続については、所管する広域本部地域振興局長を経由し、知事に提出するものとする。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要項は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年5月9日から施行する。

交付金対象事業(市町村が実施する補助事業)

算定対象事業		算定係数
当該年度において、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業に採択された事業(木造公共施設整備を除く。)		事業費(1)の5/100以内
当該年度において、熊本県林道事業補助要領に定められた右記事業に採択された事業	市町村営林道開設事業	事業費(2)の14/100
	市町村営林道改良事業	事業費(2)の9/100
	市町村営林道舗装事業	事業費(2)の9/100
当該年度において、熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実施要領に定められた特認事業に採択された事業		事業費(2)の1/2以内

基盤整備交付金の交付額の決定

交付金の使途

番号	交付金使途事業	交付金使途事業の内容
1	林業・木材産業振興施設等整備事業	左記の算定対象事業に対する継ぎ足し補助 (補助額の配分は市町村の自由裁量)
2	市町村営林道開設事業	
3	市町村営林道改良事業	
4	市町村営林道舗装事業	
5	特認事業 (国庫補助事業の対象とならない小規模な事業であって、その必要性及び効果が明らかである事業)	<p>1. 林道の機能強化等</p> <p>(1) 林業作業用ストックポイント設置 (2) 林道点検診断・保全整備(橋梁等) (3) 木製ガ-ドレ-ル等設置 (4) カ-ブミラ-等設置 (5) 林道案内板等設置(木製)</p> <p>2. 林業・木材産業の基盤強化等</p> <p>(1) 路網整備用の小型機械の導入支援 (2) 簡易集材機等の導入支援</p> <p>3. その他知事が必要と認めるもの</p>

1 事業費とは、算定対象事業の事業費から消費税等相当額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を除いた額とする。

2 事業費とは、工事雑費、事務雑費を除いた額とする。

別記第1号様式（交付要項第5条関係）

番
平成 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付申請書
平成 年度において、平成 年 月 日付け林振第 号で承認のありました事業実施計画に基づき、森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業を実施したいので、森林・林業・木材産業基盤整備交付金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付要項第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- 1 収支予算書
- 2 交付金算定調書

別記第2号様式(交付要項第6条関係)

番 号
平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付
決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成
年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金については、熊本県補助金等
交付規則第4条の規定により下記の条件を付けて、金 円を交付す
ることに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

交付の条件

- 1 補助事業者等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付要項に従わなければならない。
- 2 補助事業等を中止又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者等は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業等終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者等が知事の付した条件に違反した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

別記第3号様式（交付要項第7条第2項関係）

番
平成 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金変更申請書
平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成
年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金を下記のとおり変更した
いので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県森林・林業・木材産業基盤
整備交付金交付要項第7条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 熊本県森林・林業・木材産業整備交付金交付申請額 金 円
（前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由
別紙のとおり（任意様式）

添付書類

- 1 事業変更計画書
- 2 変更収支予算書（収支予算書の様式を準用。）

別記第 4 号様式（交付要項第 7 条第 2 項関係）

番
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業
実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け林振第 号で承認のありました平成
年度 森林・林業・木材産業基盤整備計画を変更したいので、熊本県森林・
林業・木材産業基盤整備交付金交付要項第 7 条第 2 項の規定により申請します。

別記第5号様式（交付要項第7条第3項関係）

番
平成 年 月 日 号

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金変更交付
決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成
年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金の計画変更については、熊本
県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し下記の条件を付けて、金
円（前回までの交付決定額金 円）に変更することに決定しました
ので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知します。
記

交付の条件

- 1 補助金等の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日
付け 第 号で申請のあった平成 年度熊本県森林・林業・木材
産業基盤整備交付金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 その他の条件については、平成 年 月 日付け林振第 号
で付した条件に同じとする。

別記第 6 号様式（交付要項第 7 条第 3 項関係）

番 号
平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業
実施計画変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成
年度 森林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業実施計画の変更につい
ては、熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付要項第 7 条第 3 項の規
定により承認しましたので、通知します。

別記第7号様式（交付要項第9条関係）

番
平成 年 月 日 号

熊本県知事 様

住所

市町村長

印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金実績報告書
平成 年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき森
林・林業・木材産業基盤整備交付金の事業を実施したので、熊本県補助金等交
付規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

別記第9号様式(交付要項第10条関係)

番
平成 年 月 日 号

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付確定
通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度
熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金については、熊本県補助金等交付
規則第14条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

別記第10号様式(交付要項第11条関係)

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金請求書
平成 年 月 日付け 第 号で確定通知のあった森林・
林業・木材産業基盤整備交付金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補
助金等交付規則第16条及び熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金交付
要項第11条の規定により請求します。

記

請求額 金 _____ 円

(市町村の場合は記入不要)

口座振替払	金融機関名	銀行 支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	

別記第11号様式(交付要項第11条2項関係)

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

住所

市町村長 印

平成 年度熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金概算払
請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった森
林・林業・木材産業基盤整備交付金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本
県補助金等交付規則第16条及び熊本県森林・林業・木材産業基盤整備交付金
交付要項第11条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

(市町村の場合は記入不要)

口座振替払	金融機関名	銀行 支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	

事業費	交付金	概算払受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

概算払いを必要とする理由

.

別記第12号様式(交付要項第11条関係)

単位:円

算定対象事業名	左記の 事業費	基盤整備 交付金額	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予定 年月日	備考
			金額	出来高 (%)	金額	出来高 (%)	金額	出来高 (%)		
合計										

本書のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

所管広域本部地域振興局林務担当班長 氏名 印